

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成26年6月30日現在)

(単位:件)

年度	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	合計	年度
国(※1)	21	28	32	56	52	12	20	28	37	45	4	335	国(※1)
都道府県(※2)	14	11	18	28	21	26	36	22	29	64	0	269	都道府県(※2)
北海道	2	1				1	2	3	1	36		46	北海道
青森												0	青森
岩手	1											1	岩手
宮城	1											1	宮城
秋田				1								1	秋田
山形				1								1	山形
福島					1							1	福島
茨城					1		1	1	2			5	茨城
栃木				1	3	1	6	1	2			14	栃木
群馬	1									1		2	群馬
埼玉			2	1				4	9	11		27	埼玉
千葉			2	1		1	1		1			6	千葉
東京		1	2	1		12	12	3	6	3		40	東京
神奈川			2	1	1			2	1			7	神奈川
新潟		1					3			1		5	新潟
富山												0	富山
石川												0	石川
福井												0	福井
山梨												0	山梨
長野		1	2									3	長野
岐阜	1	1			2	1	1			1		7	岐阜
静岡	3	1	3	4	3	1	1	1	3	2		22	静岡
愛知				2				1		2		5	愛知
三重												0	三重
滋賀					1							1	滋賀
京都	3			1	1	1		1	1			8	京都
大阪		1			2		1					4	大阪
兵庫	1	2	3	1	2	2						11	兵庫
奈良												2	奈良
和歌山							2		2	1		5	和歌山
鳥取				2								2	鳥取
島根							2					2	島根
岡山												0	岡山
広島												0	広島
山口				1	1					3		5	山口
徳島				4		1	1			1		7	徳島
香川	1			1								2	香川
愛媛				1		1		1				3	愛媛
高知		1				2						3	高知
福岡				1	1		1		1			4	福岡
佐賀		1	1	2	1		1					6	佐賀
長崎				1								1	長崎
熊本					1	2						3	熊本
大分			1						3			4	大分
宮崎								1				1	宮崎
鹿児島												0	鹿児島
沖縄								1				1	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 指示件数

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成25年7月1日～平成26年6月30日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H26.6.27 【措置命令】	消費者庁	新光通販株式会社	<p>新光通販株式会社は、下着（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ダンディトランクス30」と称する本件商品について、平成25年11月30日に発行された日刊新聞紙に掲載した広告において、「中高年の快適生活応援 毎日が安心」、「残尿モレに安心な爽やかトランクス」、「裾が広くても吸水パッドも広いので、横モレもありません。」、「最大吸収量30cc」と記載するなど、あたかも、本件商品を着用することにより、日常生活において失禁した場合でも、吸収量として表示された量までの尿の量であれば、本商品の外側に尿が漏れ出すことがないかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品を日常生活において人が着用して失禁した場合、表示された吸収量を相当程度下回る量で、本商品の外側に尿が漏れ出すと認められるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140627premiums_1.pdf</p>
H26.6.13 【措置命令】	消費者庁	ステラ漢方株式会社	<p>ステラ漢方株式会社は、「カロリストロン-PRO-」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年11月下旬から平成26年5月1日までの間、ウェブサイトにおいて、「えっ！？普通の食事のままで・・・！！」と題し、「もうリバウンドしない『理想の姿』になりたい！！」、「食べたカロリーを！！今までにないダイエット」、「カロリーを気にしないって幸せ！」等と記載することにより、あたかも、本商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認</p>

			められないものであった。 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140613premiums_1.pdf
H26.5.20 【措置命令】	消費者庁	株式会社進学会	<p>株式会社進学会は、学校教育の補習教育及び学習指導に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「北大学力増進会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載するとともに、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 『塾は講師で決まる』の言葉にあるように、当会は有名国立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。増進会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するなど、あたかも、本件役務に係る学習塾における講師の98パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件役務に係る学習塾における講師のうちの国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約14パーセントにすぎないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf</p>
H26.5.1 【措置命令】	消費者庁	株式会社エム・エイチ・シー	<p>株式会社エム・エイチ・シーは、「蘇生イオン[®]空気活性器 旅の恋人」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、日刊新聞紙に掲載した広告において、「イオンと活性石の相乗効果で こんなにスゴイ実験結果が!」、「インフルエンザウイルス98.4%以上除菌（北里環境学科センター報告書）」、「黄色ブドウ球菌99.6%除菌（北里環境学科センター報告書）」、「ニコチン89%以上除去（株式会社分析センター報告書）」、「タール91%以上除去（株式会社分析センター報告書）」、「ホルムアルデヒド39%除去（株式会社分析センター報告書）」、「アンモニア36%除去（株式会社分析センター報告書）」、「車はもちろん、こんな場所でも使えます!」、「トイレの嫌なニオイを除去。脱臭・抗菌効果で快適な空間に!」等と記載するなど、あたかも、本件商品を車内や室内等で使用することで、当該空間において、イオンの働きやイオンと「活性石」と称する物質の相乗効果により、インフルエンザウイルス及び黄色ブドウ球菌が除菌され、ニコチン、タール、ホルムアルデヒド及びアンモニアが除去され、脱臭・抗菌効果が生じるかのように示すなどの</p>

			<p>表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140501premiums_1.pdf</p>
H26.3.28 【指示】	山口県	株式会社唐下水産ほか2社	<p>株式会社唐下水産、株式会社新川食品及び株式会社東西食品は、販売するアサリについて、「熊本産」又は「熊本有明産」と表示していたが、実際には、韓国産のアサリであった。</p> <p>http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/hyoji/201403280001.html</p>
H26.3.28 【指示】	埼玉県	株式会社不二家フードサービス	<p>株式会社不二家フードサービスは、運営する「不二家レストラン」において一般消費者に対し提供していた「ガーリックステーキの焼きご飯」及び「スパイシーグリルトリオ（メニューには「ハンバーグをメインに、チキンステーキ・ビーフステーキをスパイシーでボリューム感満点に仕上げました。」とメニュー説明を併せて表示）」について、平成19年頃から平成25年11月上旬までの間、実際に使用していた食材が「成形肉」であったにもかかわらず「ステーキ」と表示していた。</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news140328-20.html</p>
H26.3.27 【措置命令】	消費者庁	株式会社アシスト	<p>株式会社アシストは、「空間除菌ブロッカー C L - M 5 0」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成24年10月1日以降、自社ウェブサイトにおいて、「二酸化塩素の強力パワーでウイルス・菌を除去!」、「空間除菌 ウイルス除去 悪臭解消 花粉対策」、「身につけるだけで約1㎡以内の空間を浄化!」、「使い方はかんたん! ストラップで首からぶらさげたり ネームホルダー等で胸につけて携帯するだけ」、「二酸化塩素が持つ強力な除菌力 二酸化塩素は分子内の酸素による酸化作用により、ウィルスや細菌のタンパク質を酸化し、悪臭の原因物質も酸化分解します。二酸化塩素は通常塩素と比べ、約2.5倍の強力な除菌力（酸化力）を持ち、その除菌速度は塩素の3倍にもなります。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を身に着けて使用するだけで、オフィスや介護施設内などの生活空間における身の周りの約1㎡の範囲内で、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去し、悪臭を解消し、また、花粉対策として有効であるなど、本件商</p>

			<p>品が身の周りの約1m³以内の空間を浄化するかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26.3.27 【措置命令】	消費者庁	ERA Japan株式会社	<p>ERA Japan株式会社は、「ERA空気除菌グッズ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年3月15日から同年5月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ERA『空気除菌』グッズを身につけたり、身の周りに置くだけで二酸化塩素の力で花粉・ウイルス・細菌をブロックして安全できれいな空気をあなたに提供します。」「カバンにつけて 首から下げて 家具に吊るして 子ども部屋に 車内に トイレに」、「消臭効果 臭いの元となる物質を科学的に酸化分解するので消臭にも効果があります。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を身につけて使用するだけで、自宅やオフィスなどの生活空間において、本件商品から放出される二酸化塩素が花粉対策として有効であり、また、ウイルス及び菌を除去し、消臭するなど、身の周りにおける空間を清潔な状態にするかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26.3.27 【措置命令】	消費者庁	株式会社エイビイエス	<p>株式会社エイビイエスは、「ハイパー・ブロック」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成24年11月13日から平成25年12月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バリアを張ってウイルス除去」、「首からぶら下げるタイプで体まわりにウイルスを寄せ付けません!」、「二酸化塩素ガスは★低濃度で各種細菌を99%以上除去。★同一空間にある付着ウイルス感染価を99%以上抑制。」、「二酸化塩素分子の5つのチカラ ウイルス除去 除菌 消臭 カビ抑制 空気中のアレル物質抑制」等と記載することにより、あたかも、本件商品を首から下げて</p>

			<p>使用することで、バス・電車通勤時などの生活空間における身の周りの約1mの範囲内で、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルスを除去し、除菌し、消臭し、また、カビ及びアレルギーの原因となる物質を抑制するかに示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>大木製薬株式会社</p>	<p>大木製薬株式会社は、「ウィルオフバリア」と称する商品（以下「ウィルオフバリア」という。）、「ウィルオフポケット」と称する商品（以下「ウィルオフポケット」という。）及び「ウィルオフスタンド」と称する商品（以下「ウィルオフスタンド」という。）の3商品（以下これらを総称して「本件3商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① ウィルオフバリアについて、平成24年9月21日から平成25年8月中旬頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「特徴・二酸化塩素発生ソリッドが空気中に含まれる水分や炭酸ガスに反応し、二酸化塩素が自然に発生。」、「・首にかけるだけで、空気中のウイルス除去と除菌・消臭にお使いいただけます。」、「用途・バッグに入れて、ポケットに入れて、ストラップを使用して首にかけて、ウイルス除去・除菌・消臭」等と記載することにより、あたかも、ウィルオフバリアを首にかけたり、胸ポケットに入れたりすること等によって使用することで、身の周りの空間において、ウィルオフバリアから放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去し、消臭するかに示す表示をしていた。</p> <p>② ウィルオフポケットについて、平成24年9月21日から平成25年8月中旬頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「特徴・二酸化塩素発生ソリッドが空気中に含まれる水分や炭酸ガスに反応し、二酸化塩素が自然に発生。」、「・バックの中に入れて、あるいは、ポケットの中に入れて、空気中のウイルス除去と除菌・消臭にお使いいただけます。」、「用途・バッグに入れて、ポケットに入れて、ウイルス除去・除菌・消臭」等と記載することにより、あたかも、ウィルオフポケットをバッグに入れたりすること等によって使用することで、身の周りの空間において、ウィルオフポケットから</p>

			<p>放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去し、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>③ ウィルオフスタンドについて、平成24年9月21日から平成25年8月中旬頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「二酸化塩素の空間除菌剤」、「特徴 ・二酸化塩素発生ソリッドが空気中に含まれる水分や炭酸ガスに反応し、二酸化塩素が自然に発生。」、「・空気中のウイルス除去と除菌・消臭にお使いいただけます。」、「用途 ・お部屋、ロッカー、玄関、クローゼット、押し入れ、キッチン、洗面所、灰皿の近く、ベットの周り、冷蔵庫、タンスなどの室内あるいは庫内のウイルス除去・除菌・消臭」、「ご使用方法 ・アルミ袋から本剤の入った紙袋を取り出し、付属の専用ケースに紙袋を入れて、ケースを閉じる。 スタンドを出し、必要な場所に置いてご使用ください。」と記載することにより、あたかも、ウィルオフスタンドを室内等の必要な場所に置くことで、室内等の空間において、ウィルオフスタンドから放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去し、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>④ 本件3商品について、車両内に掲示した広告において、「私、ただ今空間除菌中。」、「二酸化塩素がしっかりバリア！ウイルス、細菌、カビなどを元から除去。」等と記載することにより、あたかも、本件3商品から放出される二酸化塩素が身の周りにおけるウイルス、菌及びカビを除去するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>紀陽防虫菊株式会社</p>	<p>紀陽除虫菊株式会社は、「携帯用エアドクター台紙セット（エアドクターポータブル）」と称する商品（以下「携帯用エアドクター」という。）及び「空間除菌Air Doctor（ゲルタイプ）150g」と称する商品（以下「Air Doctor（ゲルタイプ）」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 携帯用エアドクターについて、平成25年2月中旬以降、自社ウェブサイトにおいて、「ウイルス・</p>

			<p>菌・カビ対策にエアドクター!」、「目に見えない空気中のウイルスや腐敗菌、カビ等の微生物の生育を抑制し、効果的に除菌。生活空間の気になるニオイも分子レベルで消臭します。」、「特長 ◎どこでもパチッとクリップ付 ◎ポケット・ランドセル・かばん・ベビーカーに!」、「固形二酸化塩素パワーでウイルスブロック!」、「〈強い除菌力〉 通常の殺菌剤として使われている塩素剤の約2.5倍の酸化力を持ち、腐敗菌・カビ等を効果的に除菌します。」、「〈強い消臭力〉 酸化作用の際、酸化塩素ガスを出し、腐敗物などから発生する硫化水素、メルカプタン等の悪臭を根元から分解し無臭にします。」等と記載することにより、あたかも、携帯用エアドクターを胸ポケット、鞆等に取り付けて使用することで、身の周りの空間において、携帯用エアドクターから放出される二酸化塩素がウイルス、菌、カビなどの生育を抑制して除去し、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>② Air Doctor (ゲルタイプ) について、平成21年11月上旬以降、自社ウェブサイトにおいて、「室内空間に漂うウイルス・菌・ニオイに!」、「目に見えない空気中のウイルスや腐敗菌、カビ等の微生物の生育を抑制し、効果的に除菌。置くだけで簡単に寝室・リビング・台所など、生活空間の気になるニオイも分子レベルで消臭。」と記載することにより、あたかも、Air Doctor (ゲルタイプ) をリビングなどに置くだけで、Air Doctor (ゲルタイプ) がリビングなどの生活空間において、ウイルス、菌、カビ等の微生物の生育を抑制し、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社クオレプランニング</p>	<p>株式会社クオレプランニングは、「ウイルスブロッカーノヴァ」と称する商品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、平成24年11月1日から平成25年6月4日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ウイルスをブロックして空間を除菌・消臭」、「二酸化塩素のチカラで、空気中のウイルスを除去・除菌。悪臭の原因となるニオイも元から消臭するほか、花粉対策にも。携帯</p>

			<p>するだけで、1㎡の空間のウイルスやニオイ、花粉をブロックします。」、「ウィルスブロッカーノヴァの4つのポイント ①二酸化塩素の特性を活かして、空気中のウイルスを除去・除菌します。②タバコや生ゴミなど、悪臭の原因となるニオイの元を除去して消臭します。③ストラップやクリップで身に着けやすい、便利なコンパクトサイズです。」、「除菌力 インフルエンザウイルスをはじめ、大腸菌や黄色ブドウ球菌など数多くのウイルスや菌を除去。いずれも一定時間後には、これらの菌が除菌されました。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を携帯して使用するだけで、会社や学校等の生活空間における身の周りの1㎡の範囲内で、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルスを除去し、除菌し、悪臭の原因物質を除去して消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社阪本漢法製薬</p>	<p>株式会社阪本漢法製薬は、「ウィクリアGEL」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成21年11月頃から平成25年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「室内 キッチン ClO₂ リビング 洗面所」、「ウィクリアはClO₂の酸化作用による除菌効果で、悪臭物質を破壊するだけでなく根本となる微生物の発生を阻止して抜本的・断続的に消臭効果を発揮しますので不快臭を残しません。」、「★用途：室内の除菌・消臭・室内・リビング・悪臭を放つ腐敗物・汚物処理・洗面所・トイレ・ゴミ箱・キッチン・冷蔵庫・各種容器・密閉された各種室内・庫内」と記載することにより、あたかも、本件商品をリビングなどの室内に置くことで、本件商品から放出される二酸化塩素が、その除菌効果によって室内における悪臭の原因物質を破壊するとともに、微生物の発生を阻止することによって、室内を確実、かつ、継続的に消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとな</p>

			<p>る合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26. 3. 27 【措置命令】	消費者庁	株式会社ザッピィ	<p>株式会社ザッピィは、「スペースウォッシャー」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成24年11月29日から平成25年8月5日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「身につけるだけで除菌・消臭 二酸化塩素で空間洗浄」、「スペースウォッシャーは顆粒状の二酸化塩素剤を、ネックストラップをつけて首から掲げたり、ネームホルダーに入れたり、上着のポケットに入れるだけで使用することができ、即効性があり、また特殊不織布の採用により長時間安定して効果が持続します。」、「二酸化塩素のはたらきでウイルスの除去・除菌・防カビ・消臭!」、「花粉が飛散する時期の花粉対策にもご使用頂けます。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を身に着けて使用するだけで、外出時等の生活空間における身の周りの1㎡の範囲内で、本件商品から放出される二酸化塩素が短時間でウイルス及び菌を除去し、消臭し、また、防カビ及び花粉症対策に有効であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26. 3. 27 【措置命令】	消費者庁	CKKインターナショナル株式会社	<p>CKKインターナショナル株式会社は、「ハイパー・バリア」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年3月19日から同年10月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ウイルス・菌・花粉除去のひとつとして!!」、「ウイルス・菌を強力除去（室内）」、「二酸化塩素分子の5つのチカラでウイルス除去など」、「ウイルス除去 除菌 消臭 カビ抑制 アレル物質除去」、「バリアを張ってウイルス除去」、「こんな方やこんな場所で ●バス・電車通勤をされる方 ●オフィスや学校、学習塾内で ●病院や老人ホーム、介護施設内で ●接客業、とにかく人が多く集まる場所で」、「●本製品の有効期間は未開封で1年間、開封後1ヶ月間です。」と記載することにより、あたかも、本件商品を首から下げる等の方法によって使用することで、バス・電車通勤時な</p>

			<p>どの生活空間において、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルス、菌、花粉及びアレルギーの原因となる物質を除去し、消臭し、カビの発生を抑制するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26.3.27 【措置命令】	消費者庁	新光株式会社	<p>新光株式会社は、「ES-010 エコムエアマスク」と称する商品（以下「ES-010」という。）及び「ES-020 エコムエアマスク」と称する商品（以下「ES-020」という。）の2商品（以下これらを総称して「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① ES-010について、平成25年5月24日以降、自社ウェブサイトにおいて、「【空間除菌・消臭・花粉対策】」、「■携帯するだけで身の周りの空間を除菌します。」、「・二酸化塩素【CLO2】は、分子内酸素による酸化作用により、標的とするウイルス・細菌を構成しているタンパク質を酸化します。また悪臭の原因となる物質も酸化するので、根本的な除菌・消臭ができます」、「・アレルギー（アレルギーを引き起こす物質）のタンパク質も酸化するので、近年花粉対策としても期待されています。」、「■使用方法。▼ストラップを付け首から下げて。▼クリップを使いポケットなどに。」等と記載することにより、</p> <p>② ES-020について、平成25年5月24日以降、自社ウェブサイトにおいて、「■携帯するだけで身の周りの空間を除菌します。」、「・二酸化塩素【CLO2】は、分子内酸素による酸化作用により、標的とするウイルス・細菌を構成しているタンパク質を酸化します。また悪臭の原因となる物質も酸化するので、根本的な除菌・消臭ができます。」、「・アレルギー（アレルギーを引き起こす物質）のタンパク質も酸化するので、近年花粉対策としても期待されています。」、「■使用方法。クリップを使ってポケットに付ける。クリップを使ってネックに取り付け。バッグの持ち手に取り付け。バッグの縁に取り付け。」等と記載することにより、</p> <p>③ 本件2商品について、平成24年5月1日以降に配布した自社のカタログにおいて、「ウイルス・</p>

			<p>花粉対策!」、「二酸化塩素（CLO₂）のチカラ エコムシリーズは身の周りの空間を除菌、消臭し、快適で安心して暮らせる環境づくりをサポートします。」、「また、悪臭の原因となる物質も酸化するので、根本的な消臭ができます。」、「・花粉のアレルゲン（アレルギーの原因になる抗原タンパク質）も酸化するので、花粉対策にもご使用になれます。」、「クリップを使ってネックに付ける クリップを使いポケットなどに付ける その他にもアイデア次第で色々な取り付け方ができるので、携帯しやすく便利です。 バッグの持ち手に取り付け。 バッグの縁に取り付け。」等と記載することにより、</p> <p>あたかも、本件2商品を携帯して使用するだけで、家庭・会社等の生活空間における身の周りで、本件2商品から放出される二酸化塩素がウイルス、菌を除去し、悪臭の原因となる物質を酸化させることによって消臭し、花粉由来のアレルギーの原因となる物質を酸化させることによって花粉症対策として有効であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>大幸薬品株式会社</p>	<p>大幸薬品株式会社は、「クレベリンゲル」と称する商品（以下「クレベリンゲル」という。）及び「クレベリンマイスティック」と称する商品（以下「マイスティック」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① クレベリンゲルについて、平成25年3月29日に朝日新聞名古屋本社版、大阪本社版及び西部本社版に掲載した広告において、及び遅くとも平成25年3月中旬以降自社ウェブサイトにおいて、「空間除菌に『二酸化塩素』が有効です」、「『二酸化塩素』とは？ 二酸化塩素は、特異的な酸化作用をもち、ウイルス除去、除菌、消臭、抗カビ等の働きが解明されています。」、「二酸化塩素は、フリーラジカルという独特の構造をもち、酸化作用があります。ターゲットとなるウイルス、細菌、真菌（カビ）、臭いを構成するタンパク質に直接働き、その構造を変化させます。この特異的な酸化作用</p>

			<p>によって、ウイルス、細菌の機能を低下させるのです。」、「◎簡単、置くだけ！※¹ 二酸化塩素分子がお部屋の空間に広がります。」等と記載することにより、あたかも、クレベリンゲルを寝室やリビングなどの室内に置くだけで、室内の空間において、クレベリンゲルから放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去し、カビの生育を抑制するとともに、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>② マイスティックについて、遅くとも平成25年3月中旬以降、自社ウェブサイトにおいて、「置く、掛けるで使える！自分だけの空間に浮遊するウイルス・菌を除去！」、「■置いておくだけで持続的に浮遊するウイルス・細菌を除去し、カビの生育を抑制し、トイレや生ゴミなど等の不快な臭いを消臭します。」、「用途 オフィスに 教室に 居室に その他、洗面台、化粧台、ロッカー、食器棚などにもお使いいただけます。」等と記載することにより、あたかも、マイスティックをオフィスなどの室内に置くだけで、オフィス等の室内空間において、マイスティックから放出される二酸化塩素がウイルス及び細菌を除去し、カビの生育を抑制するとともに、トイレや生ゴミなど等の不快な臭いを消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社中京医薬品</p>	<p>株式会社中京医薬品は、「クイックシールドエアーマスク」と称する商品（以下「エアーマスク」という。）及び「クイックシールド置き型」と称する商品（以下「置き型」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① エアーマスクについて、平成24年10月18日から平成25年12月1日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「空間除菌 消臭 ClO₂（二酸化塩素）で強力&スピード除去！」、「首からかけてあなたをガード」、「ウイルス・菌・カビ・花粉・気になるニオイ 空間除菌！瞬間消臭！」、「イヤな臭いを短期間で除去」、「二酸化塩素は、菌・ウイルスへの反応が速いため、標的とする微生物を数秒で除菌できます。」、「二酸化塩素の消臭メカニズム 悪臭の原因は特定の悪臭物質（アンモニ</p>

			<p>ア・硫化水素・メチルカプタン・トリメチルアミン・アセトアルデヒド)で、これらが単独もしくは複合して独特の悪臭になります。二酸化塩素は、この悪臭の分子構造から根本的に分解して無臭化します。」等と記載することにより、あたかも、エアーマスクを首から下げて使用するだけで、身の周りの空間において、エアーマスクから放出される二酸化塩素が短時間でウイルス、菌及びカビを除去し、悪臭を根本から分解して無臭化するとともに、花粉症対策として有効であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 置き型について、平成24年10月18日から平成25年12月1日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ウイルス・菌・カビ・花粉・気になるニオイ 空間除菌！瞬間消臭！」、「ClO₂（二酸化塩素）がウイルス・菌を強力&スピード除去！」、「リビングの他に、寝室や玄関などあらゆる所でご使用できます。また、インテリアとして、お好みのアレンジもできます！」、「イヤな臭いを短期間で除去」、「二酸化塩素は、菌・ウイルスへの反応が速いため、標的とする微生物を数秒で除菌できます。」、「二酸化塩素の消臭メカニズム 悪臭の原因は特定の悪臭物質（アンモニア・硫化水素・メチルカプタン・トリメチルアミン・アセトアルデヒド）で、これらが単独もしくは複合して独特の悪臭になります。二酸化塩素は、この悪臭の分子構造から根本的に分解して無臭化します。」等と記載することにより、あたかも、置き型をリビングなどの室内に置くことで、室内の空間において、置き型から放出される二酸化塩素が短時間でウイルス、菌及びカビを除去し、悪臭を根本から分解して無臭化するとともに、花粉症対策として有効であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ティエムシィ</p>	<p>株式会社ティエムシィは、「ウイルスガード」と称する商品（以下「ウイルスガード」という。）及び「ウイルスガード・ゲル」と称する商品（以下「ウイルスガード・ゲル」という。）の2商品を一般消費者に販売するに当たり、</p>

		<p>① ウイルスガードについて、平成23年10月1日から平成25年12月4日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「空間除菌ウイルスガードは、機能性二酸化塩素発生剤を使用した除菌、消臭効果のある携帯型ウイルス対策グッズです。この固形剤は、空間を浄化し、携帯することによって身の回りのウイルスや、さまざまな菌を除去します。」、「ストラップに付けて… クリップを使ってポケットなどに…」、「空間除菌 特徴ある機能性二酸化塩素の発生方法で空間除菌。マスクをして仕事が出来ない、マスクをしている人に近づきにくい、不特定多数の人が集まる場所ではどうしても気になります。ウイルスガードを使用するだけで身の回りの空間除菌と花粉対策が可能となり安心して生活が出来ます。」、「消臭作用・消臭力 二酸化塩素の消臭は、悪臭の元となる物質を化学的に酸化分解するので、根本的な消臭が出来ます。」及び「トイレ臭（硫化水素）、野菜の腐敗臭（メチルメルカプタン）、魚の腐敗臭（トリメチルアミン）、タバコ臭（アセトアルデヒド）などの酸化出来る成分であれば、ほとんど消臭します。」等と記載することにより、あたかも、ウイルスガードを首から下げる等の方法によって使用することで、多数の人間が集まる場所や施設において、ウイルスガードから放出される二酸化塩素がウイルスを除去し、除菌し、悪臭の原因物質を酸化分解することによって消臭するとともに、花粉症対策に有効であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② ウイルスガード・ゲルについて、平成24年4月1日から平成25年12月4日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「除菌 広範囲の菌種に対応でき、菌に耐性ができず、毒性のある副産物が出ないの安心です。」、「ウイルス除去 ウイルス対策に最適です。」、「消臭 冷蔵冷凍庫内の消臭、車内に付着しやすい煙草の臭い、ペット臭、魚臭、車のクーラーから出るカビ臭を完璧に分解消臭します。」、「空間除菌 二酸化塩素は強力な酸化力を持つことから、ウイルスの除去、防カビ、消臭、除菌等の働きを有することで知られています。」、「消臭作用・消臭力 置いた瞬間からウイルスや雑菌の除去イヤな臭いの消臭・防カビに有効な成分が働き、その効果を最大限に発揮します。」、「有効成分がガス状のため拡散し、部屋の隅々まで機能を発揮します。」等と記載することにより、あたかも、ウイルスガード・ゲルを室内等に置くことで、室内等の空間において、ウイルスガード・ゲルから放出される二酸化塩素がウイルスを除去し、除菌するとともに、煙草等の臭いを完璧に分解する</p>
--	--	--

			<p>ことによって消臭するかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
H26.3.27 【措置命令】	消費者庁	株式会社東京企画販売	<p>株式会社東京企画販売は、</p> <p>① 「ウィルキルG」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成22年7月頃から平成25年6月4日までの間、楽天市場に開設した「彩飾健美」と称する自社ウェブサイト（以下「彩飾健美」という。）において、「酸化作用で除菌消臭」、「玄関 オフィス 子供部屋 寝室 キッチン トイレ リビングなどにも」、「置くだけで目に見えない空気中のウイルス、雑菌等を除去し、いやな臭いも分子レベルで解消します。」、「【室内に設置するだけで、菌・ウイルスから嫌なニオイまで除去！】」等と記載することにより、あたかも、本件商品をリビングなどの室内に置くだけで、リビングなどの室内空間において、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去するとともに、消臭するかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>② 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成22年7月から平成25年6月4日までの間、彩飾健美において、「価格」と称する実際の販売価格（以下「実売価格」という。）に、「当店通常価格」と称する実売価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、実売価格が比較対照価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、当該比較対照価格は、同社が任意に設定した架空の価格であって、彩飾健美において販売された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>

<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ヒュー・メックス</p>	<p>株式会社ヒュー・メックスは、「エアスクリーン」と称する商品及び「ウイルハント」と称する商品（以下これらを総称して「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年1月上旬以降、自社ウェブサイトにおいて、「二酸化塩素が身の回りのウイルスを除菌・消臭・除去!」、「身の回りのウイルスや、花粉・ダニアレルゲン除去・除菌・消臭にご利用いただけます。」、「菌対策に 空間や物体の菌を99%除去!」、「花粉・ダニ対策に 空間や物体のアレルゲンを除去!」等と記載することにより、あたかも、本件2商品を首から下げるなどの方法によって使用することで、身の周りの空間において、本件2商品から放出される二酸化塩素がウイルス、菌及びカビ並びに花粉及びダニ由来のアレルギーの原因となる物質を除去するとともに、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社プライス</p>	<p>株式会社プライスは、「ウイルバッシュ ホルダー」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成24年3月上旬以降、自社ウェブサイトにおいて、「空間のウイルス除去・除菌・消臭に」、「ウイルバッシュの成分『二酸化塩素』がウイルスや菌、アレルゲンを除去!」、「不快なニオイの除去やカビの抑制 花粉・ダニのアレルゲン除去など清潔な環境づくりにお役立てください。」、「気になる空間に置くだけ! お部屋で使える ホルダータイプ」、「リビング 空気環境改善に」等と記載することにより、あたかも、本件商品をリビングなどの室内に置くだけで、室内空間において、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルス、菌及びカビ並びに花粉及びダニ由来のアレルギーの原因となる物質を除去するとともに、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>

<p>H26.3.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>レッドハート株式会社</p>	<p>レッドハート株式会社は、「パルエックスG」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年6月12日以降、自社ウェブサイトにおいて、「●室内に置くだけで4つの効力 ウイルス除去・除菌・消臭・カビの抑制」、「消臭・除菌成分である二酸化塩素が自然に拡散して、持続的に室内の浮遊菌を除去し、悪臭物質も消臭します。」、「用途：動物病院、ペットショップ、一般家庭などのペット居住場所やトイレなどの持続的に浮遊するウイルス・細菌の除去・除菌・消臭・カビの抑制に。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を室内に置くだけで、室内において、本件商品から放出される二酸化塩素が浮遊するウイルス及び菌を除去し、カビを抑制するとともに、消臭するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</p>
<p>H26.3.26 【指示】</p>	<p>新潟県</p>	<p>株式会社高木屋</p>	<p>株式会社高木屋は、アサリの海水入りパッケージに「愛知県産」又は「熊本県産」と表示して販売していたが、当該商品の一部は「愛知県産」又は「熊本県産」ではなく、韓国産であった。</p> <p>http://www.pref.niigata.lg.jp/syokuhin/1356780664647.html</p>
<p>H26.3.24 【指示】</p>	<p>東京都</p>	<p>サンプレス株式会社</p>	<p>サンプレス株式会社は、輸入、販売する商品「キウイフルーツジュース（加糖）」（350g、1000g）及び「マンゴージュース」（350g）について、平成24年4月から平成26年1月までの間、当該商品パッケージにおいて、また、遅くとも平成25年11月から平成26年3月までの間、自社ウェブサイトにおいて、あたかも「果汁100%」であるかのように表示していたが、実際には、「キウイフルーツジュース（加糖）」（350g、1000g）については「果汁30%程度」、「マンゴージュース」（350g）については「果汁25%程度」であった。</p> <p>http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/03/20o3o700.htm</p>
<p>H26.3.20 【指示】</p>	<p>奈良県</p>	<p>株式会社奈良ロイヤルホテル</p>	<p>株式会社奈良ロイヤルホテルは、奈良ロイヤルホテル内の施設等において、一般消費者に提供する料理の広告について、平成22年4月頃から平成25年10月頃までの間に、次に示すような表示を行っ</p>

			<p>ていた。</p> <p>(1) 生鮮食品に該当しない牛脂その他の加工物を注入した加工食肉製品を使用していたにもかかわらず、「牛ロースのステーキ」等と表示</p> <p>(2) バナメイエビ等を使用していたにもかかわらず、「芝海老」等と表示</p> <p>(3) 大和ポークの認定基準を満たさない外国産の豚肉を使用していたにもかかわらず、「大和の昼膳『奈良のうまいもの』にこだわりました。大和ポークと広陵サラダ茄子のミニ丼をお召し上がり下さい。」と表示</p> <p>http://www.pref.nara.jp/secure/116723/houdou.pdf</p>
H26.3.19 【措置命令】	消費者庁	株式会社くるまや・L e O	<p>株式会社くるまや・L e Oは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、「G o o東北版」と称する中古自動車情報誌において、</p> <p>① 「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オークション出品票又はオークション出品申込書に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p> <p>② 当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、当該情報誌の発売日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、発売日より前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。</p> <p>③ 当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、当該情報誌の発売日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、当該中古自動車は、くるまや・L e Oが代車として使用していたため、一般消費者から取引の申出があった場合には取引を拒否することとしており、取引する意思がないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140320premiums_1.pdf</p>
H26.2.26 【指示】	静岡県	国家公務員共済組合連合会	<p>国家公務員共済組合連合会は、運営する「熱海共済会館（KKRホテル熱海）」と称する宿泊施設又は宿泊施設内のレストランにおいて一般消費者に提供する料理について、「静岡産和牛の陶板焼き」、「和牛</p>

			<p>のすき焼き風小鍋」等と表示することにより、あたかも、「和牛」を使用しているかのように表示していたが、実際には、和牛よりも安価で取引されている国産牛（交雑牛）又はアメリカ産牛を使用していた。</p> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/kouhyou/20140226kouhyou.html</p>
H26. 2. 12 【指示】	岐阜県	八尋産業株式会社	<p>八尋産業株式会社は、「松茸釜めしの素」と称する加工食品を一般消費者に販売するに当たり、使用している原材料の一部として国産である旨表示していたが、実際には、中国産たけのこ及び中国産ひらたけを使用していた。</p>
H26. 2. 6 【指示】	埼玉県	ホテル等施設運営事業者4社	<p>ホテル等施設運営事業者4社は、レストラン等において料理等を提供するに当たり、例えば、メニュー等において、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「和牛」に該当しない牛肉を「和牛」と表示 (2) 地元産以外の野菜も使用していたが「地元産野菜」と表示 (3) 川越産以外の芋も使用していたが「川越芋」と表示 (4) 牛脂注入加工肉を使用していたが「ローストビーフ」と表示 (5) ロブスターを使用していたが「伊勢海老」と表示していた。 <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news140206-05.html</p>
H26. 1. 28 【措置命令】	消費者庁	株式会社シニア	<p>株式会社シニアは、小学生向け、中学生向け、中高一貫校生向け、高校生向け、医学部受験生向け及び社会人向けの家庭教師派遣に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成24年7月頃から平成25年6月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 例えば、「小学生の方の指導料金」、「シニアだけのシンプル&安心明瞭な料金（振込制）」、「費用関連の重要事項のご説明」、「1 登録料・運営費 等」、「当社の場合、登録料、保証金、預り金、管理費、維持費、サポート費、カリキュラム費、運営費、年会費、解約金、違約金等は、一切かかりません。」等と ② 例えば、「ご入会前によくいただくご質問」、「Q：何社か説明を聴きましたが、広告の料金と説明時の料金が全く違うようですが・・・」、「A：当社の場合、週1回の指導で月々12,500円（税込

			<p>み13,125円)または月々15,200円(税込み15,960円)です。」「これ以外に管理・維持・サポート費等は一切お預かりしておりませんので、ご安心ください。」と記載することにより、あたかも、本件役務について、毎月の「指導料金」と称する費用以外に一切の費用を支払う必要なく、本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件役務の提供を受けるためには、毎月の「指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、21,000円の「入会金」と称する費用を負担することが必要となるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140128premiums_1.pdf</p>
H26.1.21 【措置命令】	消費者庁	株式会社きむら	<p>株式会社きむらは、愛知県西尾市一色町産のうなぎ(以下「本件うなぎ」という。)及び本件うなぎを用いたうなぎ蒲焼(以下、本件うなぎと併せて「本件2商品」という。)について</p> <p>① 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」等と記載することにより</p> <p>② 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載することにより</p> <p>③ 平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマースシャルにおいて、「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産)7月22日(月)土用の丑の日」等の映像を放送することにより</p> <p>あたかも、本件2商品を販売するかのように表示していたが、実際には、株式会社きむらは、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140121premiums_1.pdf</p> <p>http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/houdou/h26/260121kimura.html</p>
H26.1.21 【指示】	東京都	株式会社サンドラッグ	<p>株式会社サンドラッグは、冷凍食品を一般消費者に販売するに当たり、一部店舗における店頭表示において、「お買い得品」、「希望小売価格 税抜570円 税込346円」等と、あたかも、製造業者等により設定され、あらかじめ消費者に公表されている希望小売価格に比べて、安く購入できるかのように表示していたが、実際には、表示時点において、当該商品の製造業者等により希望小売価格を設定され</p>

			<p>ていないものがあった。</p> <p>http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/01/20o11300.htm</p>
H26.1.21 【指示】	東京都	株式会社ドン・キホーテ	<p>株式会社ドン・キホーテは、冷凍食品を一般消費者に販売するに当たり、一部店舗における店頭表示において、例えば、「メーカー希望小売価格557円の品（税込）73%OFF 税込¥150」等と、あたかも、製造業者等により設定され、あらかじめ消費者に公表されている希望小売価格に比べて、安く購入できるかのように表示していたが、実際には、表示時点において、当該商品の製造業者等により希望小売価格を設定されていないものがあった。</p> <p>http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/01/20o11300.htm</p>
H26.1.20 【指示】	徳島県	株式会社東急ホテルズ	<p>株式会社東急ホテルズは、同社が運営する徳島東急インと称するホテル内の飲食店において、料理を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成22年4月から同25年11月までの間、「阿波牛ステーキセット」と称する料理について、メニュー等に「阿波牛ステーキセット」と記載することにより、あたかも、当該料理に徳島県のブランド品目として位置付けている「阿波牛」と称する黒毛和種の和牛を使用しているかのように表示していたが、実際には、少なくとも平成23年3月から同25年10月までの間、「阿波牛」の定義に該当しない、「阿波牛」よりも安価な国産牛を使用していた。</p> <p>http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2014012000024/</p>
H26.1.10 【指示】	北海道	レストラン等施設運営事業者36社	<p>レストラン等施設運営事業者36社は、レストラン等施設において料理等を提供するに当たり、例えば、メニュー等において、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) エビに関し、「バナメイエビ」や「ホワイトタイガー」を「芝海老」や「大正海老」と表示 等 (2) 牛肉に関し、「牛脂注入加工肉」や「成形肉」を「ステーキ」や「牛ロース」等と表示 等 (3) 産地に関し、「チリ産スモークサーモン」を「北海道産スモークサーモン」と表示 等 (4) その他「地鶏以外の鶏」を「地鶏」と表示、「スパークリングワイン」を「シャンパン」と表示 等していた。 <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/260115kouhyo.pdf</p>
H25.12.26	消費者庁	アプリカ・チ	<p>アプリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社は、「A i r R i a」と称するベビーカー（以下「本件</p>

【措置命令】		ルドレンズプロダクツ株式会社	<p>商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成25年3月1日以降配布した「Air Ria」と称するリーフレットにおいて、「Air Ria エアリア 新登場」、「新素材ブレスエアー[®] 搭載!」、「『ムレ』と『振動*』からやさしく守る、空気をまとったクッション。*アプリカ調べ」、「通気性バツゲンでいつでも快適」、「通気性がウレタンの約11倍!!」、「※エアリアはブレスエアー[®]を座面に使用しています。」等と記載するなど、あたかも、本件商品のシートの内部に「ブレスエアー」と称する素材を使用することによって、本件商品のシート部分が、シートの内部にウレタンを使用した自社従来品のベビーカーのシート部分に比して約11倍の通気性を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品のシート部分において、「ブレスエアー」と称する素材をほとんど通気性を有しないポリエステル素材により覆っていたほか、さらに、他の素材を重ねていたことにより、本件商品のシート部分は、全く通気性が認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131226premiums_1.pdf</p>
H25.12.26 【指示】	愛知県	株式会社サンユーデリカ及びユニ株式会社	<p>株式会社サンユーデリカは、ユニ株式会社から食肉加工委託を受けて一般消費者向けとしてユニ株式会社に納入している豚肉について、「悠健豚^{ゆうけんどん}」と表示していたが、実際には、一部、悠健豚以外の国産豚肉を使用していた。</p> <p>また、ユニ株式会社は、食肉加工を委託している株式会社サンユーデリカから納入を受けている豚肉について、「悠健豚^{ゆうけんどん}」と表示して一般消費者に販売していたが、実際には、一部、悠健豚以外の国産豚肉を使用していた。</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/0000067501.html</p>
H25.12.19 【措置命令】	消費者庁	近畿日本鉄道株式会社	<p>近畿日本鉄道株式会社は、運営する旅館等施設において一般消費者に提供する料理(以下「本件料理」という。)及び運営する「奈良 万葉若草の宿 三笠」と称する施設(以下「三笠」という。)において一般消費者に販売する「おせち料理」と称する商品(以下「本件商品」という。)について、以下のように表示していた。</p> <p>① 本件料理を提供するに当たり、例えば、遅くとも平成25年6月頃から同年8月頃までの間、三笠</p>

			<p>において提供する「ファミリープラン」と称する本件料理について、「じゃらんnet」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「大和地鶏の唐揚げ」及び「大和地鶏唐揚げ」と記載することにより、あたかも、当該記載された料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、「地鶏肉の日本農林規格」の定義に該当しない鶏肉を使用するなど、本件料理の一部に表示された食材を使用していなかった。</p> <p>② 本件商品を提供するに当たり、例えば、平成24年12月頃に送付したチラシにおいて、「車海老」と記載することにより、あたかも、本件商品にクルマエビを使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーを使用するなど、本件商品の一部に表示された食材を使用していなかった。</p> <p>③ 本件料理を提供するに当たり、例えば、遅くとも平成25年2月頃から同年11月12日までの間、「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「大和肉鶏」、「県畜産技術センターが『名古屋種』や『シャモ』などをかけ合わせ開発した奈良独自の地鶏です。」、「三笠では『大和肉鶏鍋』や『つみれ鍋』としてお召し上がりいただいております。」と記載することにより、あたかも、当該期間中に、三笠において「大和肉鶏」と称する地鶏を使用した「大和肉鶏鍋」又は「つみれ鍋」と称する料理（以下「大和肉鶏料理」という。）を提供することができるかのように表示していたが、実際には、三笠においては、平成25年2月頃以降、「大和肉鶏」と称する地鶏を仕入れておらず、大和肉鶏料理を提供していなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</p>
<p>H25.12.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>近畿日本鉄道株式会社</p>	<p>近畿日本鉄道株式会社は、運営するホテル等施設において、一般消費者に提供する料理について、例えば、平成25年1月から同年10月30日までの間、「都ホテルニューアルカイク」と称するホテル内の「アゼリア」と称する飲食店において提供する「土日祝日ランチバイキング」等の「ランチバイキング」と称する料理について、同ホテル内に備え置いたチラシに「牛ロース肉のステーキ」と記載するなど、あたかも、当該記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、生鮮食品に該当しない牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用していたも</p>

			<p>のであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</p>
H25. 12. 19 【措置命令】	消費者庁	株式会社阪急阪神ホテルズ	<p>株式会社阪急阪神ホテルズは、運営するホテル等施設において、一般消費者に提供する料理（以下「本件料理」という。）について、例えば、平成24年7月1日から平成25年7月4日までの間、運営する「ホテル阪神」と称するホテル内の「香虎」と称する飲食店において提供する「特選飲茶コース」と称する料理について、店頭に掲示したメニューに「有機野菜のプチサラダと前菜二種盛合せ」と記載することにより、あたかも、当該記載された料理に有機野菜を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、「有機農産物の日本農林規格」（平成12年農林水産省告示第59号）の定義に該当しない野菜を使用していたものであったなど、本件料理の一部に、表示された食材を使用していなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</p>
H25. 12. 19 【措置命令】	消費者庁	株式会社阪神ホテルシステムズ	<p>株式会社阪神ホテルシステムズは、運営する「ザ・リッツ・カールトン大阪」と称するホテル（以下「ザ・リッツ・カールトン大阪」という。）及びザ・リッツ・カールトン大阪内で運営する「香桃」と称する飲食店において一般消費者に提供する料理（以下「本件料理」という。）について、例えば、平成18年4月1日から平成25年7月22日までの間、ザ・リッツ・カールトン大阪の「イン・ルーム・ダイニング」と称するルームサービスにおいて提供する「車海老のチリソース煮」と称する本件料理について、メニューに「車海老のチリソース煮」と記載することにより、あたかも、本件料理にクルマエビを使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーを使用していたなど、本件料理の一部に表示された食材を使用していなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</p>
H25. 12. 19 【指示】	奈良県	近畿日本鉄道株式会社	<p>(1)ア 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）は、近鉄が運営する「奈良 万葉若草の宿 三笠」（以下「三笠」という。）において、料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、遅くとも平成25年6月頃から同年8月頃までの間、「ファミリープラン」の料理について、旅行情報ウェブサイト「じゃらんnet」で、「大和地鶏の唐揚げ」及び「大和地鶏唐揚げ」との表示を行い、あたかも、「大和地鶏」を使用しているかのように表示をしていたが、実際には、「地鶏肉の日本農</p>

			<p>林規格」(平成11年農林水産省告示第844号)の定義に該当しない鶏が用いられたものであった。</p> <p>イ 近鉄は、三笠において「おせち料理」という商品を一般消費者に販売するに当たり、平成24年12月頃に送付したチラシでは、例えば、「車海老」との表示を行い、あたかも、クルマエビを使用しているかのように表示をしていたが、実際には、クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーが用いられたものであった。</p> <p>(2) 近鉄は、遅くとも平成25年2月頃から同年11月12日までの間、旅行情報ウェブサイト「楽天トラベル」で、「大和肉鶏」、「県畜産技術センターが『名古屋種』や『シャモ』などをかけ合わせ開発した奈良独自の地鶏です。」、「三笠では『大和肉鶏鍋』や『つみれ鍋』としてお召し上がりいただいております。」との表示を行い、あたかも、三笠において、「大和肉鶏」を使用した「大和肉鶏鍋」又は「つみれ鍋」(以下「大和肉鶏料理」という。)を提供することができるかのように表示していたが、実際には、三笠においては、平成25年2月以降、「大和肉鶏」を仕入れておらず、大和肉鶏料理を提供していなかった。</p> <p>http://www.pref.nara.jp/item/111637.htm</p>
<p>H25.12.10 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社大雄振興公社</p>	<p>株式会社大雄振興公社は、「よこて大雄ホップ茶」及び「ホップペクチン茶」と称する粉末飲料(以下「本件2商品」という。)について</p> <p>① 「よこて大雄ホップ茶」を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>a 平成23年11月6日から平成24年8月3日までの間、秋田魁新報に掲載した広告</p> <p>b 平成23年7月3日から平成24年3月11日までの間、秋田魁新報に折り込み配布したチラシ</p> <p>c 平成23年2月から平成24年4月までの間に配布したパンフレット</p> <p>において、「ポリフェノール含有日本一のお茶 ※1」、「※1 国民生活センターポリフェノール含有食品358銘柄商品テスト結果より」等</p> <p>と記載することにより、あたかも、独立行政法人国民生活センターによる試験の結果、よこて大雄ホップ茶がポリフェノール含有日本一のお茶であると認められたかのように示す表示を行っていた。</p>

			<p>実際には、国民生活センターがよこて大雄ホップ茶のポリフェノール含有量について試験を行った事実はなかった。</p> <p>② 「本件2商品」を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>a 平成24年5月から同年9月までの間に配布したパンフレット</p> <p>b 平成24年7月から同年9月までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ポリフェノール含有量（100gあたり）」、「よこて大雄ホップ茶 5420mg」、「ホップペクチン茶 5210mg」、「赤ワイン 250mg」、「コーヒー 168mg」等と記載することにより、あたかも、本件2商品には人体に有益なポリフェノール等が著しく多量に含まれているかのように示す表示を行っていた。</p> <p>実際には、ポリフェノール等の含有量を記載するに当たって、赤ワイン等については、そのまま飲食できる状態での100グラム当たりの含有量を記載しているのに対して、本件2商品については、そのまま飲用できない粉末の状態での100グラム当たりの含有量を記載しているものであって、本件2商品について、飲用できる状態でのポリフェノール等の100グラム当たりの含有量は、記載された赤ワイン等のポリフェノール等の含有量を大きく下回るものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131210premiums_1.pdf</p>
<p>H25.12.5 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社コマースゲート</p>	<p>株式会社コマースゲートは、「夜スリムトマ美ちゃん パワーアップ版」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成25年1月21日から同年3月30日までの間、日刊新聞紙に折り込み、又は通信販売業者等が発行する商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシにおいて、「寝ている間に勝手にダイエット！？」、「寝る前に飲むだけで努力なし！？」、「私、昔はなんと91キロもあったんです！！」、「以前着ていた洋服もこんなにブカブカ！」等</p> <p>② 平成24年8月21日から平成25年3月20日までの間、雑誌、冊子等において、「寝ている間に勝手にダイエット！？」、「寝る前に飲むだけで努力なし！？」、「以前着ていた洋服もこんなにブカブカ！」等</p>

			<p>③ 平成23年12月1日から平成25年4月30日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「そもそも正しいダイエット法とは?」、「でも、通常のダイエットには大きな問題が・・・」、「これらの悩みを解決したい! そこで・・・」、「その結果・・・ サプリメント『夜スリムトマ美ちゃん』が誕生!!」、「こう見えて41歳!! 子供を4人産んだお腹です!!」、「以前着ていた洋服が!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131205premiums_2.pdf</p>
H25.11.15 【措置命令】	消費者庁	株式会社エアー ジェイ	<p>株式会社エアージェイは、「Mobile Bank Solar das」と称する携帯電話等用ソーラー式充電器を販売するに当たり、</p> <p>① 平成23年6月以降、本件商品の商品パッケージにおいて、「ソーラー充電!! 最速約6~10時間で充電!!」と</p> <p>② 平成23年6月以降、ウェブサイトにおいて、「ソーラー充電!! 最速約6~10時間で充電!!」と</p> <p>記載することにより、あたかも、本件商品について、太陽光に当てれば、最も速くて約6時間から10時間までで充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、自然太陽光のほぼ最大値付近の日射に相当する1,000ワット毎平方メートルの人工光を本件商品に継続的に照射し、本件商品の太陽光による充電完了までの時間を計測したところ、平均で約14時間であり、本件商品は、表示どおりの性能を有すると認められるものではなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</p>
H25.11.15	消費者庁	グリーンエージ	<p>グリーンエージ株式会社は、「mobile solar」(型番:MS010)と称する携帯電</p>

<p>【措置命令】</p>		<p>ェント株式会社</p>	<p>話等用ソーラー式充電器を販売するに当たり、</p> <p>① 平成23年1月以降、本件商品の商品パッケージにおいて、「充電時間：約6～8時間（屋外直射日光で14～16時間）」と</p> <p>② 平成23年1月以降、ウェブサイトにおいて、「充電時間 約3～4時間（ソーラーパネルのみの場合：約10～12時間）」と</p> <p>記載することにより、あたかも、本件商品について、太陽光に当てれば、14時間から16時間まで又は約10時間から12時間までで充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、自然太陽光のほぼ最大値付近の日射に相当する1,000ワット毎平方メートルの人工光を本件商品に継続的に照射し、本件商品の太陽光による充電完了までの時間を計測したところ、平均で約20時間であり、本件商品は、表示どおりの性能を有すると認められるものではなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</p>
<p>H25.11.15 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>サンワサプライ株式会社</p>	<p>サンワサプライ株式会社は、「ストラップソーラーチャージャー」（型番：SBT-ST1AU。以下「au対応商品」という。）及び「ストラップソーラーチャージャー」（型番：SBT-ST1FS。以下「ドコモ／ソフトバンク対応商品」という。）と称する携帯電話等用ソーラー式充電器を販売するに当たり、au対応商品について、</p> <p>① 平成21年5月以降、商品パッケージにおいて、「10時間 最速10時間で太陽光蓄電します。」と</p> <p>② 平成21年5月以降、ウェブサイトにおいて、「10時間 最速10時間で太陽光蓄電します。」「蓄電時間 太陽光／真夏の晴天下で10～15時間」と</p> <p>記載することにより、あたかも、au対応商品について、太陽光に当てれば、最も速くて10時間で又は10時間から15時間までで充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>ドコモ／ソフトバンク対応商品について、平成21年5月以降、ドコモ／ソフトバンク対応商品の商品パッケージにおいて、「10時間 最速10時間で太陽光蓄電します。」と記載することにより、あたかも、太陽光に当てれば、最も速くて10時間で充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をして</p>

			<p>いた。</p> <p>実際には、自然太陽光のほぼ最大値付近の日射に相当する1,000ワット毎平方メートルの人工光を、本件2商品のうちau対応商品に継続的に照射し、太陽光による充電完了までの時間を計測したところ、平均で約37時間であり、本件2商品は、それぞれ表示どおりの性能を有すると認められるものではなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</p>
H25.11.15 【措置命令】	消費者庁	Hamee株式会社	<p>Hamee株式会社は、「ソーラーチャージeco2-for iPhone/iPod」と称する携帯電話専用ソーラー式充電器を販売するに当たり、</p> <p>① 平成22年7月以降、本件商品の商品パッケージにおいて、「6～12h 最速6時間で太陽光充電します。」「●太陽光充電の際は、野外で6～12時間以上充電してください。」と</p> <p>② 平成22年7月から平成25年3月ころまでの間、ウェブサイトにおいて、「6～12h 最速6時間で太陽光充電します。」と</p> <p>記載することにより、あたかも、本件商品について、太陽光に当てれば、記載された時間内で充電が完了し、また、最も速くて6時間で充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、自然太陽光のほぼ最大値付近の日射に相当する1,000ワット毎平方メートルの人工光を本件商品に継続的に照射し、本件商品の太陽光による充電完了までの時間を計測したところ、平均で約19時間であり、本件商品は、表示どおりの性能を有すると認められるものではなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</p>
H25.11.15 【措置命令】	消費者庁	株式会社リンク スインターナショナル	<p>株式会社リンクスインターナショナルは、「iCharge Lite」と称する携帯電話専用ソーラー式充電器を販売するに当たり、</p> <p>① 平成22年1月以降、本件商品の商品パッケージにおいて、「本体充電時間 ACアダプタ：約2時間、USB：約2時間、ソーラーパネル：約13時間」と</p>

			<p>② 平成22年1月以降、ウェブサイトにおいて、「本体充電時間」として「ACアダプタ／USB：約2時間 ソーラーパネル：約13時間」と記載することにより、あたかも、本件商品について、太陽光に当てれば、約13時間で充電が完了する性能を有するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、自然太陽光のほぼ最大値付近の日射に相当する1,000ワット毎平方メートルの人工光を本件商品に継続的に照射し、本件商品の太陽光による充電完了までの時間を計測したところ、平均で約22時間であり、本件商品は、表示どおりの性能を有すると認められるものではなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</p>
H25.10.31 【措置命令】	消費者庁	株式会社川島	<p>株式会社川島は、「グッド木屋瀬店」と称する中古自動車販売店において、中古自動車13台を一般消費者に販売するに当たり、「Goo九州版」と称する中古自動車情報誌において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf</p>
H25.10.21 【指示】	静岡県	大井川うなぎ販売株式会社	<p>大井川うなぎ販売株式会社は</p> <p>① 「うなぎ蒲焼」を一般消費者に供給するに当たり、本件商品の包装に貼付するシールには「静岡県産」と、一括表示シールの原材料名欄には「うなぎ（国内産）」とそれぞれ記載することにより</p> <p>② 「活うなぎ蒲焼」を一般消費者に供給するに当たり、本件商品の包装に貼付する一括表示シールの原材料名欄に「うなぎ（静岡県産・養殖）」と記載することにより</p> <p>あたかも、うなぎ加工品の原材料であるうなぎに静岡県産又は国内産が用いられているかのように表示していた。</p> <p>実際には、静岡県産又は国内産は用いられておらず、台湾産又は中国産が用いられていた。</p> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/kouhyou/20131021kouhyou.html</p>

<p>H25. 10. 17 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ヘルス</p>	<p>株式会社ヘルスは、「パワーヘルス PH-14000B 生体電子」、「パワーヘルス PH-11500B 生体電子」及び「パワーヘルス PH-9000B 生体電子」とそれぞれ称する家庭用電位治療器（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成22年11月頃から平成25年4月頃までの間に、「無料体験会場」と称する会場（以下「無料体験会場」という。）において、同社の従業員又は同社と販売委託契約を締結した者をして無料体験会場に来場した一般消費者に対し、</p> <p>① 例えば、「高血圧はパワーヘルスの生体電子で必ず治ります。軽い方だったらパワーヘルスに続けて1週間かかっていたらと、血圧が少しずつ下がります。で、重い方で大体10日間ぐらいから高血圧が少しずつ下がってきます。パワーヘルスに続けてかかっていたらと、この高血圧は芯から治ります。絶対治りますからね。」「糖尿病がね、治せる治療器ってのはこれだけです。普通、糖尿は治らない病気って言われているんです。病院に行ってもそう言われます。パワーヘルスにかかると、糖尿病は治ります。」「腰の痛みは絶対に治りますから。パワーヘルスにかかると、全身の血液がきれいになるんです。特に腰のところの血液がきれいになるんです。そして腰のところの血液の流れが良くなります。だから治るんですね。」等と口頭で説明することにより</p> <p>② 例えば、「パワーヘルスで治療して治ったことは数え切れません。本当にたくさん治していただきました。頭痛に肩こり、目まいに耳鳴り、冷え性に高血圧、ドライアイに視力、まだまだたくさんありますが、その中でも、継続して本当に良かったこととお話します。」「5か月間のパワーヘルスの治療で、もっとも重い私の肝硬変が、最も軽い治る一歩手前まで奇跡によくなりました。」等の内容を収録したDVDを視聴させることにより</p> <p>③ 例えば、「パワーヘルスで治療したお蔭で、T細胞が活発に働き、潜んでいたがんの細胞を破壊して血を出させ、早く発見する事も出来たんだと思います。更に夜の治療で、将来に発症したかも知れない乳がんが消えたんだと思います。」「十六年間治療しても治らなかったC型肝炎が・・・パワーヘルスで助かったんです。」等の内容を掲載した小冊子を読み聞かせ、又は配布することにより</p> <p>あたかも、本件商品を継続して使用することにより、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘が緩解するだけでなくこれらが治癒するかのようになり、また、高血圧、糖尿病、腰痛等の他の特定の疾病若しくは症</p>
-------------------------------	-------------	----------------	---

			<p>状も緩解又は治癒するかのように示す表示を行っていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から当該期間内に当該資料が提出されなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131017premiums.pdf</p>
H25.9.13 【措置命令】	消費者庁	株式会社モイスト	<p>株式会社モイストは、「烏龍減肥」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成24年3月13日から同年11月16日までの間、日刊新聞紙に折り込み、又は通信販売業者等が発行する商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシにおいて、「私たちはたった1粒飲んで 楽やせしました!!」、「食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに・・・」、「運動も食事制限も続かな～いという方は必見!!!」等と記載することにより</p> <p>② 平成24年5月頃から同年12月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「運動も食事制限も続かな～い。という方、必見!しっかり食べてもスッキリダイエット!!」、「ダイエット成功者続々!既に10万人のダイエットターが実感!?」、「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思ってた・・・。」等と記載することにより</p> <p>あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_1.pdf</p> <p>別添1：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_2.pdf</p> <p>別添2：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_3.pdf</p>
H25.8.29 【措置命令】	消費者庁	有限会社ビートレード	<p>有限会社ビートレードは、中古自動車を販売するに当たり、「Goo北海道版」及び「カーセンサー北海道版」と称する中古自動車情報誌において、以下のとおり表示していた。</p>

			<p>① 中古自動車1台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示</p> <p>② 中古自動車13台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示</p> <p>①について、実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。</p> <p>②について、実際には、当該中古自動車の走行距離数を過少に表示していたものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf</p>
H25.8.20 【措置命令】	消費者庁	株式会社秋田書店	<p>株式会社秋田書店は、「ミステリーボニータ」、「プリンセス」及び「プリンセスGOLD」と称する漫画雑誌を販売するに当たり、例えば、平成23年1月6日発売の「ミステリーボニータ2011年2月号」の誌面上で実施した「ミステリーボニータ2月号 冬のハッピーアイテムプレゼント！」と称する応募者の中から抽せんにより景品類の提供の相手方を定める景品類の提供企画（以下「懸賞企画」という。）において、「1 ワンセグポータブルDVDプレイヤー…2名」、「2 リストレット…2名」と記載するなど、あたかも、誌面上で実施した懸賞企画においてはそれぞれの景品類について誌面上に記載された当選者数と同数の景品類が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、誌面上で実施した懸賞企画においては誌面上に記載された当選者数を下回る数の景品類の提供を行っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130820premiums.pdf</p>